

入札監理小委員会における審議の結果報告

内水面漁業生産統計調査

農林水産省所管の内水面漁業生産統計調査に係る業務については、平成 21 年 11 月から 1 年 10 か月間の契約により、民間競争入札の落札者により事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。これに基づき、農林水産省から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 質の設定について

【論点】（実施要項 6、9 頁）

民間事業者が達成すべき質をどのように設定するか。民間事業者が調査拒否を受けた場合等においては、農林水産省はどのように関与するか。

【対応】

確保すべき質は「調査客体の全てから協力を得られるようにする」と設定したが、民間事業者において調査への協力を得ることが極めて困難と判断される場合には、民間事業者は農林水産省に連絡をとり、農林水産省が民間事業者と連携して対応することを確認した。

また、事業実施においては、質の達成に向けて、農林水産省と民間事業者の適切かつ十分な連携が必要であることを農林水産省と確認した。

2. 情報開示について

【論点】（実施要項 31、41、42 頁）

調査客体からの問い合わせや、調査員が調査拒否を受けた場合の対応に関し、対応件数やその内容について必要かつ十分な情報を開示すべき。

【対応】

調査客体からの問い合わせ、調査客体への疑義照会に係る月別の対応件数や照会内容、調査員が調査拒否を受けた件数やその要因、調査員への指導内容等を明らかにして開示するようにした。

以上